

## 茨木市立保育所民営化基本方針 実施要領の項目及び記載（イメージ）例

はじめに

- 1 実施要領の位置づけ
- 2 実施要領の目的
- 3 実施要領の適用範囲
- 4 民営化の目的
- 5 保育所の機能と役割
  - (1) 保育所機能の地域展開  
児童福祉施設としての保育所  
子育て支援を行う保育所
  - (2) 保育行政における今日的課題  
保育所保育指針  
子ども・子育て新システム
  - (3) 本市の特性を踏まえた今日的課題  
待機児童の状況  
障害児保育の状況  
児童虐待の状況  
本市の財政状況  
就学前児童の状況  
保育料の収納状況
  - (4) 現状を踏まえた今後の考え方
- 6 これからの市立保育所の機能と役割
  - (1) 機能と役割及び具体的施策
  - (2) 総括
- 7 民営化の考え方
- 8 民営化する保育所の考え方（施設配置）
- 9 民営化する保育所の選定
- 10 民営化の方法
  - (1) 移管先法人の募集及び選定
  - (2) 移管の条件
  - (3) 移管先法人への引継ぎ
  - (4) 三者協議会の設置
- 11 民営化の年次計画
- 12 移行後の市の責務

## 1 実施要領の位置づけ

この実施要領は、平成24年3月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針」に基づき、より円滑な民営化への移行に向けた基本的なルール、基準を定め、今後の市立保育所の民営化を実施する際の指針となるものです。

## 2 実施要領の目的

この実施要領は、これまでの民営化事業の評価結果を踏まえつつ、今後、市立保育所を民営化する際の基準を定め、市民・事業者へ広く示すことにより、関係者の方々への説明責任を果たす一助とするほか、民営化に対する保護者の不安の解消を図り、民営化の円滑な移行に努めるとともに、良好な事業者の参入を促進し、保育所運営の安定性・継続性の確保に資することを目的とします。

## 3 実施要領の適用範囲

この実施要領は、平成 年 月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針」の「7 民営化の年次計画」で計画している平成 年 月までの移管保育所の民営化に適用します。

<実施要領の適用保育所>  
保育所 .....

ただし、三者協議会に関する事項については、これまで民営化した保育園についても、三者協議会での同意を得て、随時、適用できることとします。

この場合の適用については、移管先法人と市が締結している「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」における協定期間中とします。

(4～9略)

## 10 民営化の方法

### (1) 移管先法人の募集及び選定

移管先法人の募集については、公募を基本とします。

公募については、法人自らが保育所運営を行う強い意志や保育行政への理解などが重要なため、法人の積極的な参画を求めています。

移管先法人の募集における応募資格や条件などの詳細については、別途、募集要領を定めることとします。

移管先法人については、保育所運営の安定性と継続性の確保及び土地・建物等の移管条件を勘案し、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域に本部のある社会福祉法人とします。

ただし、茨木市内に法人本部を設置し、茨木市内において、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人については、この限りではありません。**(現在、検討中)**

移管先法人については、以下の理由から、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域に本部のある社会福祉法人、また、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人については、これまでの民営化事業の実績を踏まえ、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人としていきます。

子どもたちへの保育環境の変化を最小限に止めることが重要であること。

保護者支援及び地域連携の観点から、保育園などの児童福祉施設の運営ノウハウを有することが望ましいこと。

土地の無償貸与や保育所施設等は無償譲渡できる団体が、法令等により限定されていること。

北摂地域に本部のある社会福祉法人とすることで、応募法人の増加が見込めるとともに、法人の指導・監査等、これまでどおり、府との連携・調整の実績があること。

北摂地域に本部を置く社会福祉法人については、府内全域とするよりも連携がしやすく、迅速かつ適切な対応に努めることが可能であること。

茨木市内に本部を置く社会福祉法人については、本市が指導・監査することになり、常に、法人と連携・協力した保育サービスの提供をはじめ、利用者サービスや保護者対応などについても、迅速かつ適切な対応に努めることが可能となること。

移管先法人の選定については、(仮称)「茨木市立保育所移管先法人選定委員会」を設置し、応募法人の経理状況をはじめ、保育目標及び内容や保育サービスの充実など、総合的に評価し、選考します。

法人選考については、以下の理由から、資金計画及び経理状況をはじめ、応募に係る関連書類による選考が、一定、必要であるとともに、応募法人の条件を勘案した最低点の設定、また、法人会計等の専門的な分析が必要なことから、選考委員会の委員として、会計士に依頼するほか、民営化に伴う保育サービスの充実について、市からの説明会の充実をはじめ、法人によるプレゼンテーションの導入を検討します。

保育所の継続的な運営が求められていること。

応募法人の保育に対する基本的な姿勢とともに、法人が提供する保育サービスの状況を把握することが必要なこと。

民営化の目的の一つとして、保育サービスの充実を掲げており、民営化に伴う保育サービスの充実がより明確になること。

**選考内容等については、「(仮称)茨木市立保育所移管先法人選定委員会」において決定する。**

市内に本部を置く社会福祉法人や保育園を運営する社会福祉法人については、選考時の採点への配慮(加算)を検討するとともに、最終的な選考方法については、(仮称)「茨木市立保育所移管先法人選定委員会」において決定します。

## (2) 移管の条件

### 土地及び建物等

**ア 土地については、無償貸与とします。**

ただし、認可保育所(園)の指導監査を通じて、移管先法人の運営状況を把握するとともに、行財政改革の視点から、将来的には、有償貸与及び譲渡についても検討できるものとしてします。

**イ 建物及び備品等については、無償譲渡とする。**

土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡については、移管先法人に対して、一定、保育内容の継続を義務付けすることにより運営経費の増加が見込まれること、また、初期的経費の軽減を図り、保育の充実に努めること、さらに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることが重要であり、これまで慣れ親しんできた施設や設備、遊具等をそのまま引き継ぐことなど、民営化への円滑な移行のための措置です。

また、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項により、建物等の無償譲渡及び土地の無償貸与できる団

体を限定しているほか、建物及び備品等については、地方自治法に基づき、市議会の議決を得る必要があります。

さらに、土地については、以下の理由から、将来的な有償貸与及び譲渡についても検討できることとしています。

市有財産は、市民の共有財産であり、その効率的・効果的な活用が望まれていること。

将来に負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりの展開を図るには、行財政改革の視点が重要であること。

なお、施設改修等事業補助については、建物等の資産価値、また、保育環境の充実及び安全性を確保する観点から、既存施設の維持管理及び補修・改修等に努めていることから、現行の500万円を上限として、施設改修等についてのヒアリングを行うこととする。

#### **保育環境への対策**

**市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、以下に示す事項を移管条件として、移管先法人にその履行を義務付けることとする。**

#### **ア 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること。**

保育士の配置については、保育内容の継続性を確保し、保育環境の急激な変化を最小限に止めることに努める必要があることから、以下のとおり、市の配置基準を適用します。

今後は、全ての子どもたちの保育環境を充実する観点から、公・私連携・協力して、私立保育園に対する補助金の見直しに取り組み、全ての保育所（園）において、保育士の市の配置基準の適用を検討します。

**（以下、略）**